

## 5 基礎年金国庫負担割合2分の1への引上げについて

### 《公的年金に対する国庫負担の議論の経緯》

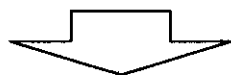
昭和60年改正により基礎年金制度が導入されて以来、公的年金に対する国庫負担は基礎年金の給付に必要な費用の3分の1となっている。

#### 〔国庫負担の考え方〕

- ・各制度から基礎年金制度に対する拠出金の3分の1を国庫負担
- ・いわば基礎年金給付を賄うための現役世代の保険料拠出に対する支援
- ・被保険者1人当たりの支援額はどの制度も同じ(制度によって保険料賦課方法は定額保険料、定率保険料と違いがあるが、制度全体を通じた公平な支援となっている)

#### ○国民年金法等の一部を改正する法律(平成6年法律第95号)附則第2条(現在は削除)

政府は、長期的に安定した年金制度を維持していくため、平成七年以降において初めて行われる財政再計算の時期を目的として、年金事業の財政の将来の見通し、国民負担の推移、基礎年金の給付水準、費用負担の在り方等を勘案し、財源を確保しつつ、基礎年金の国庫負担の割合を引き上げることについて総合的に検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。



#### ○国民年金法等の一部を改正する法律(平成12年法律第18号)附則第2条

基礎年金については、給付水準及び財政方式を含めてその在り方を幅広く検討し、当面平成十六年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の二分の一への引上げを図るものとする。

#### ○今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針(平成13年6月26日閣議決定)

基礎年金の国庫負担については、平成12年度改正法附則(「当面平成16年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の1/2への引上げを図るものとする。」と規定。)をどのように具体化していくかについて、安定した財源確保の具体的方策と一体的に鋭意検討する。

○最終的な保険料水準を過大なものとならないようにし、給付も適切な水準を維持できるようにしていくためには、基礎年金国庫負担割合2分の1への引上げは不可欠

○保険料固定方式を採用する場合には、国庫負担割合が定まっている必要あり。

	国庫負担割合3分の1	国庫負担割合2分の1
<p>現行の給付水準を維持した場合</p>	<p>○厚生年金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給付水準(所得代替率) 59% <small>(2050年、物価で割り戻し 35.2万円)</small></li> <li>最終保険料水準(2036年度以降) 26.2%</li> </ul> <p>○国民年金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給付水準(2050年、物価で割り戻し) 10.0万円</li> <li>最終保険料水準(2024年度以降) 29,300円 <small>(平成11年度価格)</small></li> </ul> <p><b>国民年金保険料月額が約3万円に</b></p>	<p>○厚生年金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給付水準(所得代替率) 59% <small>(2050年、物価で割り戻し 35.2万円)</small></li> <li>最終保険料水準(2030年度以降) 23.1%</li> </ul> <p>○国民年金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給付水準(2050年、物価で割り戻し) 10.0万円</li> <li>最終保険料水準(2016年度以降) 20,500円 <small>(平成11年度価格)</small></li> </ul> <p><b>国民年金保険料月額を約2万円に抑制</b></p>
<p>厚生年金の保険料率を最終的に20%に固定する場合 《代表的な試算》</p>	<p>○厚生年金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給付水準(所得代替率) 45% <small>(2050年、物価で割り戻し 26.8万円)</small></li> <li>最終保険料水準(2022年度以降) 20%</li> </ul> <p>○国民年金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給付水準(2050年、物価で割り戻し) 7.6万円</li> <li>最終保険料水準(2017年度以降) 23,100円 <small>(平成11年度価格)</small></li> </ul> <p><b>24%の給付水準の調整が必要 (社会経済情勢によってはさらに調整)</b></p> <p><b>国民年金保険料月額がなお2.3万円</b></p>	<p>○厚生年金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給付水準(所得代替率) 52% <small>(2050年、物価で割り戻し 31.0万円)</small></li> <li>最終保険料水準(2022年度以降) 20%</li> </ul> <p>○国民年金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給付水準(2050年、物価で割り戻し) 8.8万円</li> <li>最終保険料水準(2012年度以降) 18,100円 <small>(平成11年度価格)</small></li> </ul> <p><b>国庫負担割合を引き上げてなお12%の給付水準の調整が必要</b></p> <p><b>国民年金保険料月額を1.8万円に抑制</b></p>

※所得代替率は、現役被保険者のボーナス込みの手取り収入に対する割合

## 6 公的年金制度の一元化の取組

○かつて公的年金制度は9制度に分立していたが、基礎年金制度の導入により1階部分が一元化。また2階部分についても統合が進み、現在は国民年金、厚生年金、国家公務員共済、地方公務員共済、私立学校教職員共済の5制度。

○財政単位の拡大と費用負担の平準化の観点から、一元化の取組を推進。

昭和59年 公的年金制度の改革について(閣議決定)

- 基礎年金の導入
- 昭和70(平成7)年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了



昭和61年 昭和60年改正法施行

- 基礎年金の導入による1階部分の給付の一元化

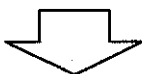
平成2年 制度間調整法の施行

- 一元化までの当面の被用者年金制度間の負担の不均衡の是正



平成8年 公的年金制度の再編成の推進について  
(閣議決定)

- 財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、被用者年金制度を再編成
- 旧公共企業体3共済を厚生年金に統合



平成9年 旧公共企業体3共済を厚生年金に統合



平成13年 公的年金制度の一元化の推進について  
(閣議決定)

- 農林漁業団体職員共済を厚生年金に統合
- 次期財政再計算時に、国家公務員共済と地方公務員共済の財政単位の一元化
- 次期財政再計算時に、私立学校教職員共済の保険料引上げの前倒し、被用者年金制度における位置付けを検討
- 更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、21世紀初頭の間結論が得られるよう検討



平成14年 農林漁業団体職員共済を厚生年金に統合

平成13年～ 公務員共済年金財政単位一元化研究会の開催

- 国家公務員共済・地方公務員共済間の財政調整の仕組み、保険料率一本化について検討